

事務連絡  
令和元年9月20日

全国農業共済組合連合会業務部長 殿

農林水産省経営局保険課課長補佐（収入保険企画班）  
保険監理官保険監理官補佐（総務班）

台風第17号の接近及び大雨等による農作物等の被害防止に向けた注意喚起及び農業保険の対応について

気象庁発表の台風情報（9月20日9時45分）によれば、台風第17号は宮古島の南東約280キロを発達しながら西北西におよそ10キロの速さで進んでいます。21日に沖縄に最も接近した後、22日には九州を中心とした西日本に接近する見込みです。その後、日本海を北東に進み23日から24日に北陸や北日本地方に接近する恐れがあります。

また、台風の北上に伴い、秋雨前線を活発化させ日本の広い範囲で大雨等を降らせるなど、被害の更なる発生も懸念されます。

既に、「秋台風の接近・通過に伴う（台風第13号等）農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について」（令和元年9月4日付け農林水産省生産局農業環境対策課長、政策統括官付穀物課長及び地域作物課長連名通知）が通知されていましたが、こうした状況を踏まえ、各地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応が行われるよう、今般、別添のとおり「台風17号の接近及び大雨等による農作物等の被害防止に向けた注意喚起について」（令和元年9月20日付け農林水産省生産局農業環境対策課課長補佐事務連絡）が発出されました。

つきましては、貴職におかれましては、農業経営収入保険の被保険者に対して、機会を捉えて周知されるようお願いいたします。

事務連絡  
令和元年9月20日

都道府県主管課長 殿

農林水産省経営局保険課課長補佐（収入保険企画班）  
保険監理官保険監理官補佐（総務班）

台風第17号の接近及び大雨等による農作物等の被害防止に向けた注意喚起及び農業保険の対応について

気象庁発表の台風情報（9月20日9時45分）によれば、台風第17号は宮古島の南東約280キロを発達しながら西北西におよそ10キロの速さで進んでいます。21日に沖縄に最も接近した後、22日には九州を中心とした西日本に接近する見込みです。その後、日本海を北東に進み23日から24日に北陸や北日本地方に接近する恐れがあります。

また、台風の北上に伴い、秋雨前線を活発化させ日本の広い範囲で大雨等を降らせるなど、被害の更なる発生も懸念されます。

既に、「秋台風の接近・通過に伴う（台風第13号等）農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について」（令和元年9月4日付け農林水産省生産局農業環境対策課長、政策統括官付穀物課長及び地域作物課長連名通知）が通知されていましたが、こうした状況を踏まえ、各地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応が行われるよう、今般、別添のとおり「台風17号の接近及び大雨等による農作物等の被害防止に向けた注意喚起について」（令和元年9月20日付け農林水産省生産局農業環境対策課課長補佐事務連絡）が発出されましたので、貴職におかれましては、組合員等が適切な損害防止を行えるよう貴管内の農業共済組合等に対して、組合員等へ周知するよう指導をお願いします。

また、被害が発生した際は、速やかに被害状況の把握に努めるとともに、遺漏なき被害の申告、迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払体制の確立について、貴管内の農業共済組合等の取組が徹底して行われるよう指導をお願いします。

事務連絡  
令和元年9月20日

農業共済組合連合会総務部長 殿

農林水産省経営局保険課課長補佐（収入保険企画班）  
保険監理官保険監理官補佐（総務班）

台風第17号の接近及び大雨等による農作物等の被害防止に向けた注意喚起及び農業保険の対応について

気象庁発表の台風情報（9月20日9時45分）によれば、台風第17号は宮古島の南東約280キロを発達しながら西北西におよそ10キロの速さで進んでいる。21日に沖縄に最も接近した後、22日には九州を中心とした西日本に接近する見込みである。その後、日本海を北東に進み23日から24日に北陸や北日本地方に接近する恐れがある。

また、台風の北上に伴い、秋雨前線を活発化させ日本の広い範囲で大雨等を降らせるなど、被害の更なる発生も懸念される。

既に、「秋台風の接近・通過に伴う（台風第13号等）農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について」（令和元年9月4日付け農林水産省生産局農業環境対策課長、政策統括官付穀物課長及び地域作物課長連名通知）が通知されていたが、こうした状況を踏まえ、各地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応が行われるよう、今般、別添1のとおり「台風17号の接近及び大雨等による農作物等の被害防止に向けた注意喚起について」（令和元年9月20日付け農林水産省生産局農業環境対策課課長補佐事務連絡）が発出されたので、貴職におかれては、組合員等が適切な損害防止を行えるよう貴管内の農業共済組合等に対して、組合員等へ周知するよう指導をお願いする。

また、被害が発生した際は、速やかに被害状況の把握に努めるとともに、遺漏なき被害の申告、迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払体制の確立について、貴管内の農業共済組合等の取組が徹底して行われるよう指導をお願いする。

なお、このことに関連し、別添2のとおり、貴道県主管課長宛て通知したので、御了知願いたい。